

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東計電算と称し、英文ではT o u k e i C o m p u t e r C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータによる計算業務の受託および情報処理サービス
2. コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸、および保守
3. コンピュータに関するトレーニング業務
4. コンピュータ要員の派遣業務および有料職業紹介業務
5. コンピュータ機器の製造販売、賃貸、および保守
6. コンピュータネットワーク上のソフトウェア利用、運用に関する技術支援
7. コールセンター業務およびコールセンターシステムに関する業務
8. 上記各号に関するコンサルティング業務
9. 不動産の賃貸業務
10. 水道料金およびガス料金の検針ならびに料金徴収代行業務
11. 浄水場および各種処理施設の維持管理業務
12. 健康保険組合の給付金の支払代行業務
13. 収納代行業務
14. 電子決済等代行業に係る業務
15. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,480万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付

する書面に記載することを要しないものとする。

(決議)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
2. 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表すべき取締役を選定する。

(取締役会の招集者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集は、会日の5日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める「取締役会規程」による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集は、会日の5日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める「監査等委員会規程」による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(改正の経緯)

昭和45年4月1日制定
昭和49年5月31日一部改正……………決算期日の変更
昭和55年3月19日一部改正……………目的の変更
昭和61年3月17日一部改正……………目的の変更
昭和62年3月 9日一部改正……………受権資本枠の変更
平成4年12月24日一部改定……………公告の方法等
平成6年 3月29日一部改正……………監査役会等
平成8年 3月27日一部改正……………目的の変更
平成9年 3月26日一部改正……………株式分割等
平成9年10月 1日一部改正……………譲渡制限条項削除等
平成11年4月20日一部改正……………公告の方法等
平成14年3月28日一部改正……………商法改正・受権資本枠変更
平成14年9月18日一部改正……………商法改正・目的の変更
平成15年3月28日一部改正……………商法改正
平成16年1月 5日一部改正……………単元の変更
平成16年3月30日一部改正……………自己株式の取得等
平成18年3月29日一部改定……………電子公告制度の導入等
平成19年3月26日一部改定……………会社法施行
平成21年3月27日一部改定……………目的の変更、株券の電子化
平成25年3月27日一部改定……………目的の変更
平成28年3月24日一部改定……………取締役・監査役の責任免除
平成29年3月24日一部改定……………目的の変更、監査等設置委員会への移行
平成30年3月23日一部改定……………目的の変更
平成31年3月26日一部改定……………目的の変更
令和 4年3月24日一部改定……………電子提供制度の導入

令和 6年1月1日一部改定……株式分割

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第47回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。